

◆◆仕事と子育て両立支援助成金◆◆

(竹馬社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹馬 大介)

東京都では仕事と子育て等の家庭生活の両立ができる職場作りに積極的に取り組んでいる企業に対して「東京都中小企業両立支援推進助成金（以下、助成金）」の募集（募集期間は5月25日～7月31日予定数超え次第締め切り）をはじめます。

この助成金の対象は、①両立支援推進責任者設置、②意識啓発等、③社内ルール作り、④育児休業取得者の代替要員費用の4つで、①から順番に申請します。なお、②・③は①から2年以内（経費が発生しない場合でも申請が必要）、④は①から3年以内が対象期間となっています。

助成金の主な申請要件は、①都内に本社（本店登記および事業実態）があること、②申請時に39歳以下の雇用保険一般被保険者が2名以上おり、かつ、6ヶ月以上雇用していること、③都税を滞納していないこと、④過去5年間に重大な法令違反をしていないこと、⑤風営法に定められている性風俗営業や関連事業を行っていないことです。

なお、この助成金を申請するにあたり事前に「とうきょう次世代育成サポート企業（以下、サポート企業）」に登録する必要があり、サポート企業に登録した後、申請します。

受給額は、①は定額40万円、②は両立支援に関する研修等にかかった費用の2分の1（上限10万円）、③は両立支援に関する就業規則等の作成費用の2分の1（上限50万円）、④は育児休業取得して復帰した従業員の代替要員にかかる費用の2分の1（上限150万円、3人まで対象）です。

これから子育て等の支援のために就業規則の作成や見直す予定や育児休業者が出る予定の企業様は、ぜひこの助成金を有効に活用しましょう。



助成金の受給にあたり、研修を受講する等の諸条件があります。また、申請すれば必ず受給できるものではないのでご了承ください。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：consulting@nasel.co.jp